



全 体 構 想

1 将来目標の設定

1-1. 基本理念

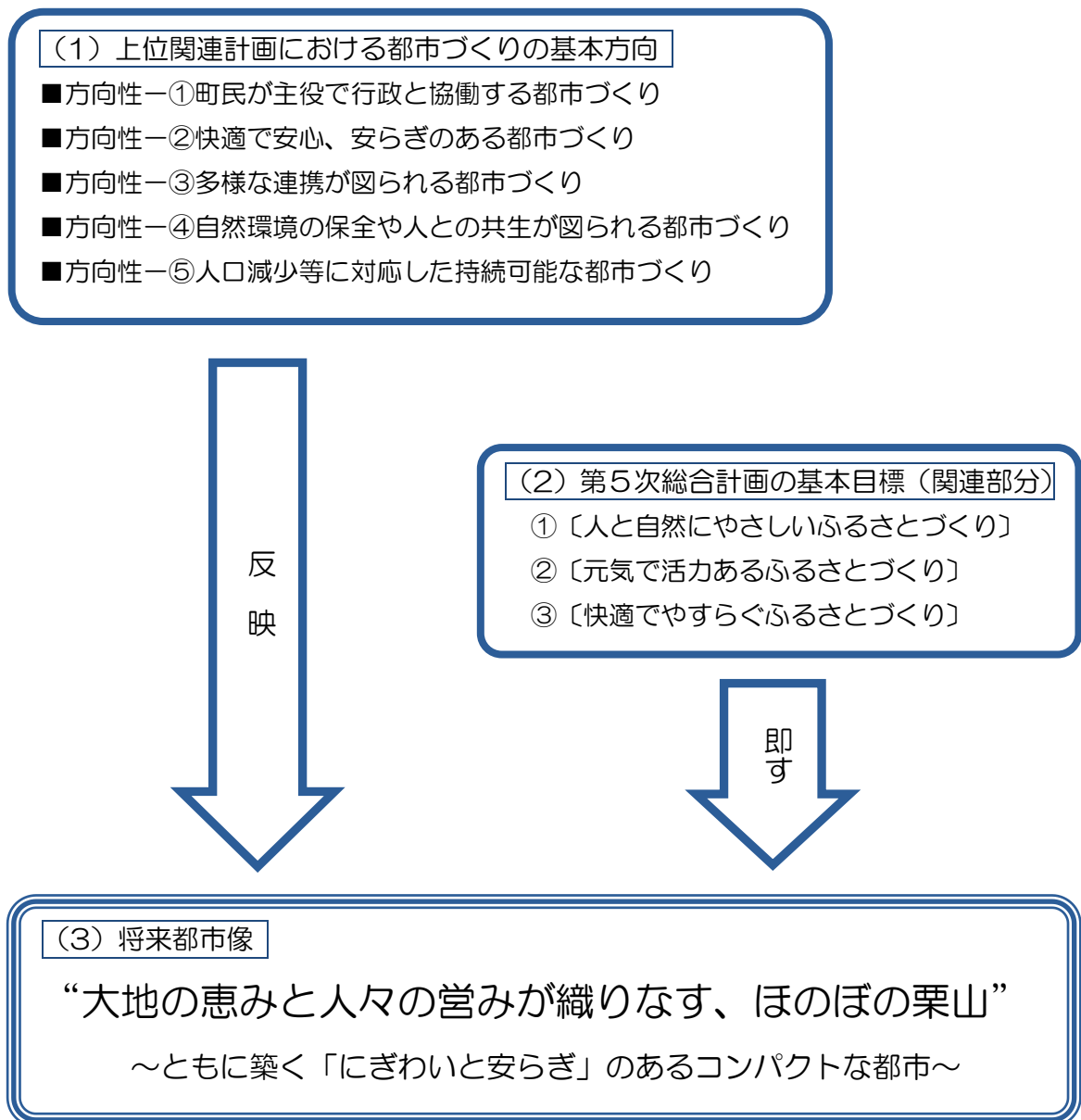
栗山町の最上位計画である第5次総合計画の「まちづくりの合言葉」を都市づくりの基本理念とします。

・まちづくりの合言葉

「ふるさとと栗山です。～人・自然・文化・産業のつながりで創るまち～」

自然と生活の本質的な豊かさに恵まれた「次代に誇れる栗山」を築くため、町民が主役のまちづくりを展開し、積み重ねられた町の歴史をつなぎ、思いやりの心がかよう「ふるさと栗山」を創ります。

1-2. 将来都市像



1-3. 都市づくりの基本目標

都市づくりの基本目標は、将来都市像から以下のように設定しました。

【基本目標1：安全・安心で快適に住み続けられるまち】

〈人と人との連携〉

人口の急激な増加が期待できない状態で、社会投資余力の限界が見える中、自然環境や歴史・文化資源を活かした都市づくりや、中心市街地を含む既成市街地のストックを活かした再生を図り、地域コミュニティのさらなる充実により災害に強い都市づくりを目指します。

【基本目標2：豊かな自然環境と調和し景観に配慮した活気のあるまち】

〈人と自然との共生〉

本町は石狩平野の肥よくな大地のもと、農業を基幹産業として発展してきました。現在、優良な農地保全や他産業との連携など様々な農業施策を展開しており、農業は本町の“元気の源”とも言えます。また、本町に生息する国蝶のオオムラサキは、環境省により準絶滅危惧（NT）に指定され、本町が北東限の地として知られることから、貴重な動植物が生息する自然環境を次の世代へ継承するため町をあげて育成域の保護に努めてきました。こうした里山の豊かな自然環境は、町民生活の重要な自然環境であるとともに、農林業や観光業等の経済的基盤でもあることから、地域の生活を支える生産資源として、また町民がふれあい体験する学習資源として保全し、田園風景とともに景観に配慮した栗山町らしい活気のある都市づくりを目指します。

【基本目標3：主権者である町民の参加による自律した個性豊かなまち】

〈町民、議会、行政の協働〉

本町では「議会基本条例」を全国で初めて策定し、議会報告会等により、徹底した情報公開と住民参加を行っています。

また「情報公開条例」では、町民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、町民の知る権利を保障するとともに、町が町政について説明する責任を果たすことにより、町民の町政に対する理解と信頼を深め、開かれた町政を一層推進し、公正で民主的な町政の発展を目指してきました。さらに、平成25年4月1日より「自治基本条例」が施行され、栗山町の自治の基本的な原則と制度を定め、町民の権利と役割、議会と行政の役割と責務を明らかにすることにより、町民自治の推進を図るなど、先駆的な取り組みを進めています。今後とも都市づくり政策の多様な連携・協働に向け、町民意識の啓発を行いながら、これまで進めてきた町民、町内会及び自治会、事業者、議会、行政が一体となった体制を継続し、地域の個性と資源を生かした都市づくりを進めることを目指します。

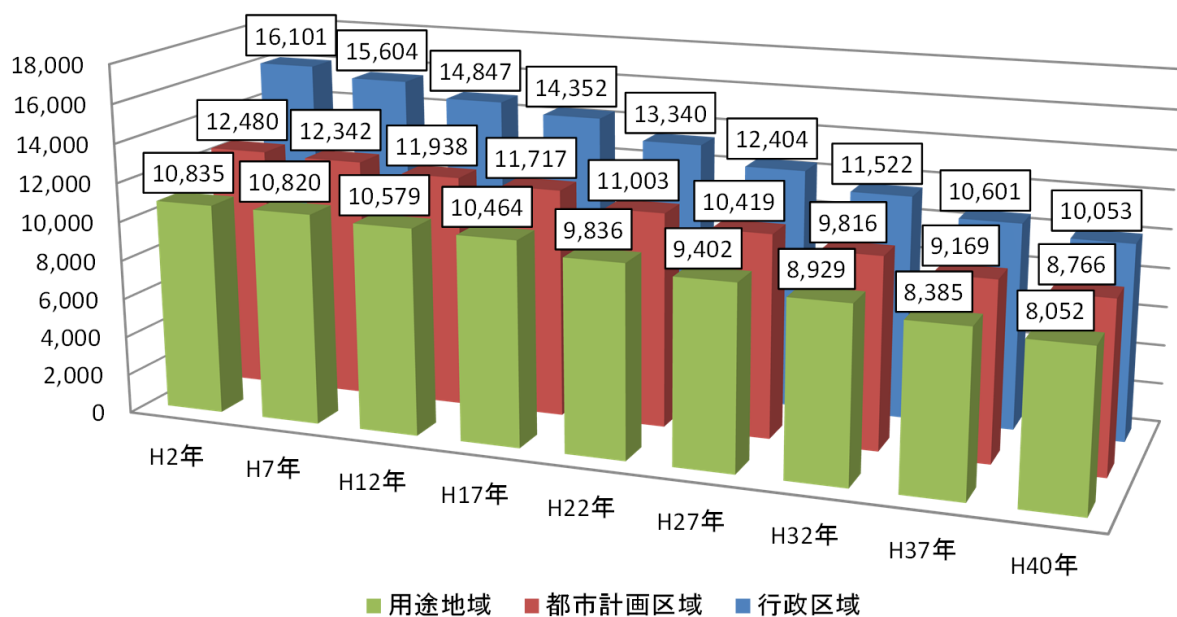
1-4. 将来人口等の設定

(1) 将来人口

本町の人口動態は、少子高齢化の要因などにより、経年的に人口減少は拡大傾向にあります。栗山町第5次総合計画において、目標年次である平成26年で13,100人と設定しておりますが、平成22年国勢調査で13,340人と減少が大きく、ここでは、コーホート要因法により将来人口（行政人口）を設定します。また、都市計画区域人口、用途地域の将来人口は、トレンド計算（平成2年～平成22年の国勢調査人口）により、本計画の中間見直の年にあたる平成40年を目標年次に設定します。

平成40年：行政区域人口10,050人、都市計画人口8,750人、用途地域人口8,050人

	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	H32年	H37年	H40年
行政区域	16,101	15,604	14,847	14,352	13,340	12,404	11,522	10,601	10,053
都市計画区域	12,480	12,342	11,938	11,717	11,003	10,419	9,816	9,169	8,766
用途地域	10,835	10,820	10,579	10,464	9,836	9,402	8,929	8,385	8,052



(2) 土地需要量

用途地域内の人口密度は一般的に40人/haが適正と言われており、本町では大きく下回っている状況から、用途地域の大幅な増加は見込めないため、現状維持を基本とします。

1-5. 将来都市構造

将来的な都市構造は、都市づくりの基本目標を具体的な都市空間において実現していくために骨格的な都市施設の配置や主要な機能集積の方向性を示すものであり、本町において以下に示す要素を基本として将来都市構造を設定します。

【都市構造の構成要素】

土地利用ゾーニング	市街地と森林、農地などの自然環境が調和し、共生が図られる土地利用の区分を示します。
骨格・軸	都市を構成する道路・鉄道などの骨格的要素を示すとともに、様々な都市機能が同一テーマのもと軸上に連携・調和するものを軸として示します。
拠点	多様な都市活動や産業振興、交流、レクリエーションなど、一つのテーマに沿って都市機能を集積させるものを拠点として示します。

(1) 土地利用ゾーニング

本町の将来のまちを構成する土地利用ゾーニングを次のように設定します。

いきいき市街地ゾーン	栗山市街地や角田、継立市街地は、都市生活を営む居住の場として利便性・快適性のある住環境の充実と商業・工業等の産業振興を促進することによって、にぎわいのある市街地の形成を目指すゾーンとして位置づけます。
人と自然の共生ゾーン	市街地の北から町域の東側に広がる豊かな森林地帯は、二酸化炭素温室効果ガスの抑制や、観光・交流の場として豊かな都市づくりに欠かせない資源であることから、これら森林資源の保全を推進し、人と自然の共生を図るゾーンとして位置づけます。
土づくり田園ゾーン	市街地を取り巻くように位置する畑・田園地帯は、栗山町の基幹産業であるとともに良好な景観を形成していることから、無秩序な開発の抑制や農用地の保全を図り活気のある農業を目指す土づくり田園ゾーンとして位置付けます。

(2) 骨格・軸

都市空間を構成する骨格として、広域交通体制を形成する骨格は、都市間を結ぶ国道・鉄道、近隣町村を結ぶ主な道道であり、都市内交通体制を形成する骨格は、市街地内に配置されている都市計画道路から構成されます。軸としては国道234号が商業・工業など様々なサービス施設の集積する沿道サービス軸として、主な河川は市街地景観形成のための水と緑の軸として設定します。

骨 格	●広域交通骨格	一般国道234号（一部が3・3・2北町通） 一般国道274号 主要道道札幌夕張線 主要道道恵庭栗山線（一部が3・4・5長沼通） 主要道道三笠栗山線 一般道道滝下由仁停車場線 一般道道夕張長沼線 JR室蘭本線	
	●都市内交通骨格	3・2・1大通 3・3・3南大通 3・3・4中央通 3・4・6鉄西通 3・4・7角田通 3・4・8新町通 3・4・9神社通 3・4・10南通	（一般道道朝日桜丘線） （主要道道恵庭栗山線、一般道道朝日桜丘線） （一般道道角田栗山停車場線）
軸	●沿道サービス軸	一般国道234号（一部が3・3・2北町通）	
	●水と緑の軸	夕張川、雨煙別川、ポンウエンベツ川、阿野呂川、ポンアノロ川	

※表中の一般国道、主要道道、一般道道は文中では単に国道、道道の表記とします。

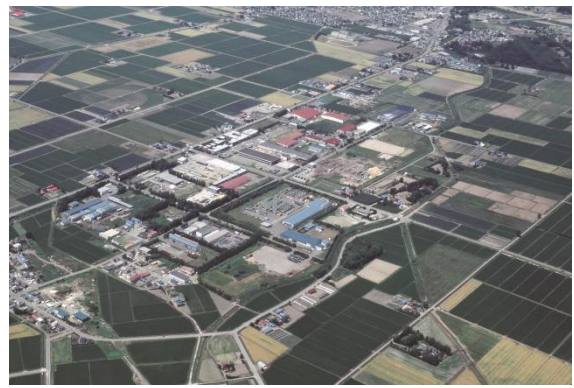
(3) 拠 点

拠点は、都市活動と市街地特性を踏まえ、「都市活動の拠点」、「産業の拠点」、「交流の拠点」の3つの項目、8拠点を設定します。

都市活動の拠点	●行政サービスの拠点	役場周辺
産業の拠点	●工業・流通の拠点	栗山工業団地
	●にぎわいの拠点	J R栗山駅からの商業地
交流の拠点	●観光・交流の拠点	栗山公園
	●自然ふれあいの拠点	雨煙別小学校コカ・コーラ環境ハウス
	●歴史・文化の拠点	開拓記念館、小林酒造レンガ倉庫群
	●スポーツ施設の拠点	ふじスポーツ広場周辺



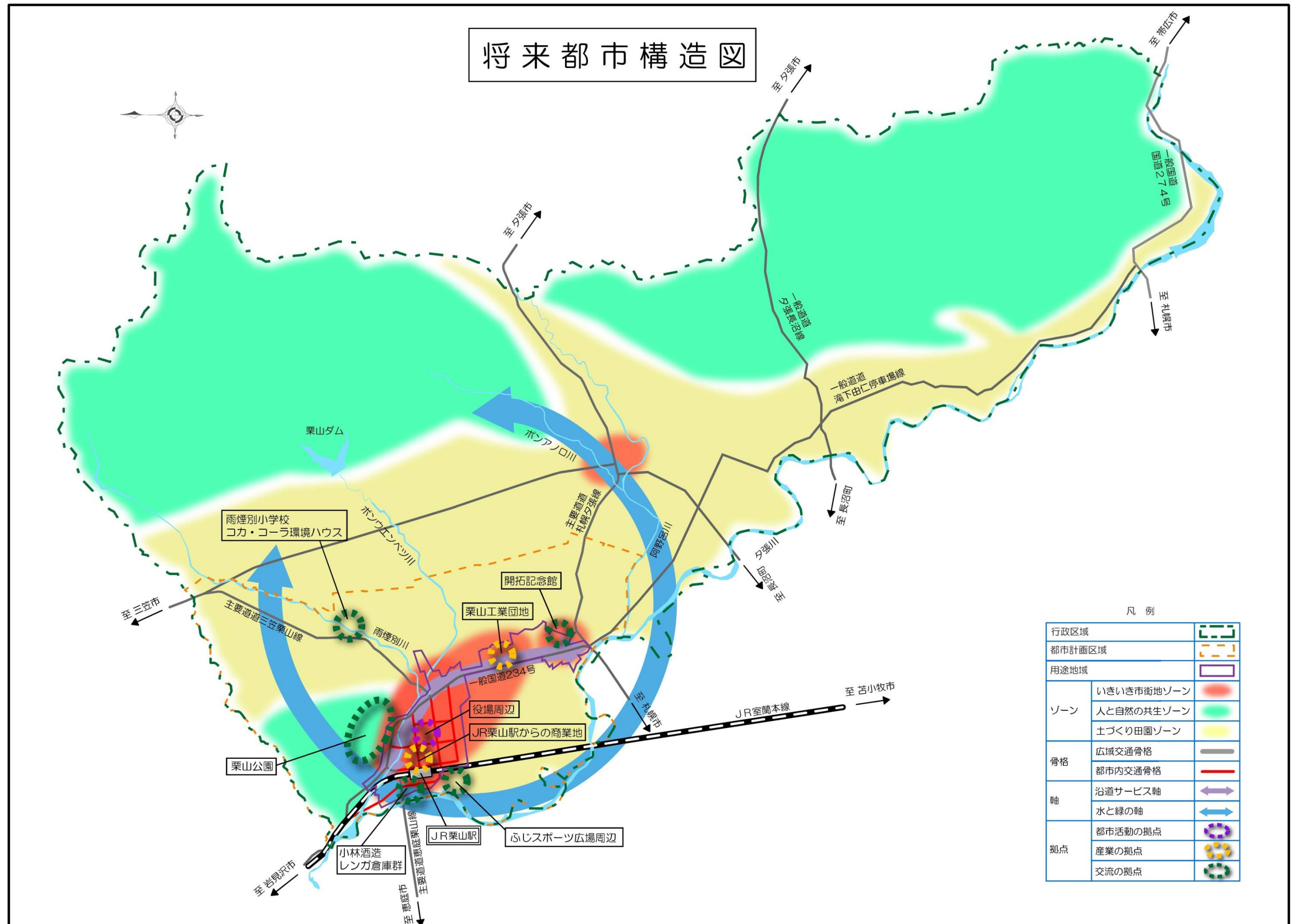
【都市活動の拠点】



【産業の拠点】



【交流の拠点】



2. 都市づくりの分野別方針

将来都市構造を基に、分野別の基本方針を次のように設定します。

2-1. 土地利用の基本方針

(1) 都市計画区域等

都市地域と農業地域、森林地域の総合的・計画的な土地利用を図り、豊かな自然と共生する都市づくりを目指します。農業地域については、農業地域の保全や、生産性の高い農業の確立など、総合的な農業の振興を図るため平成19年に栗山町農業振興地域整備計画(以下、第3期栗山農業ルネッサンス計画という)を策定しています。10年後の農用地面積を6,059haに設定し、平坦部では主に水田として、中山間地域では主に畑として利用しています。また、森林地域については、平成25年に策定された栗山町森林整備計画では、森林面積10,566haにおいて国土保全・生態系の保全・地球温暖化防止など利用可能な森林資源を活用した豊かな森づくりを進めています。

都市計画区域は農業地域、森林地域と重複する箇所を含め3,750ha指定されており、今後ともこれを維持していきます。

【基本方針】

■ 農地の多面的機能の保全

第3期栗山農業ルネッサンス計画に基づき、都市との交流拡大や6次産業化の推進、生産基盤の計画的な整備を図るとともに、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業・農村がもつ多面的機能の維持・保全を図るため、必要に応じて特定用途制限地域を指定していきます。

■ 森林の公益的機能の保全

森林整備計画に基づき森林が有する水源かん養、土砂流出防止、文化機能の維持などの公益的機能を有効的に活用できるよう、森林環境の保全を図るとともに、広域的な観点からの環境保全や負荷の低減を目指すため、町民やボランティア団体との協働による環境共生型の森づくりを推進します。



【ハサンベツ里山地区】

■ 水辺環境の保全と活用

河川などのうるおいのある水辺地においては、水辺環境の保全を図りながら、水と親しめる空間としての活用を図ります。特に夕張川については、河川管理者との調整を図りつつ、親水機能に配慮した自然とふれあう水辺空間の活用を目指します。

■ 都市計画区域外の土地利用規制

都市計画区域外における土地利用の現状と動向を勘案し、自然環境や自然景観に配慮した土地利用を行う必要のある箇所については、土地利用の整序及び環境の保全を目的とした準都市計画区域等の検討を行います。

(2) 用途地域

市街地内人口の大幅な増加は今後も見込めませんが、核家族化等による世帯分離から世帯数は増加している状況にあることから、用途地域内で未利用地として残っている箇所の開発整備を促進するとともに、コンパクトな市街地形成のため、土地利用の適正な見直しを検討します。

【基本方針】

■ 主要用途の配置方針

● 住宅地

- ・これまでの土地利用形態を基本に、国道沿線を除く栗山市街地には小規模な商業・業務施設が立地する一般住宅地と専用住宅地を適正に配置します。
- ・市街地の国道234号沿線を沿道住宅地として位置付けます。
- ・市街地中心部の工業地は将来的に土地利用の純化を図るため、一般住宅地への転換を図ります。
- ・角田地区は国道234号及び工業団地の隣接地以外を専用住宅地として位置付けます。
- ・南部地区の拠点である継立地区は準都市計画区域、特定用途制限地域等の指定を検討します。

● 商業地

- ・栗山市街地の角田通の沿線及び周辺部を市街地の核となる中心商業業務地として配置します。
- ・新町通沿道や中心商業業務地に連担する箇所は沿道商業業務地として配置します。

● 工業地

- ・錦地区及び旭台地区の栗山工業団地には専用工業地を配置し、機能の増進・維持を図り、新規企業等の誘致を積極的に進めます。
- ・JR沿線には一般工業地を配置し、周辺住環境等にも配慮した土地利用を進めます。
- ・国道234号沿線の一般工業地は特別用途地区等の指定を検討し、土地利用の混在防止に努めます。

【基本方針】

■ 秩序ある土地利用の誘導

社会情勢の変化や市街地内における土地利用の動向を勘案しながら、秩序と機能性の高い土地利用を図るため、住宅地、商業地、工業地を計画的に誘導する方針を以下に定めます。また、用途地域の指定にあたっては用途地域の配置基準を示す「用途地域指定基準」に基づき、用途転換、用途純化など適切な見直しに努めます。

- ・既存の工業地に隣接する地区において、工業系用途地域及び特別用途地区を定めることにより、周辺環境と調和した合理的な操業環境等の形成を図ります。

● 住宅地	専用住宅地	現在の市街地において低層住宅及び中高層の住宅が集積している地域、または一般住宅地であって今後建て替え等が予想される地域については、住宅地としての良好な住環境を確保するため専用住宅地への誘導に努めます。
	一般住宅地	現在の市街地において住宅が集積しているものの商業・業務施設がある程度立地している地域、または商業・業務施設が減少しつつある商業地・工業地については、都市の活性化及び地域の利便性を確保するとともに、良好な住環境を確保するため一般住宅地への誘導に努めます。
	沿道住宅地	国道沿線は一定程度の業務施設の混在を認めた沿道住宅地として効率的な土地利用を図ることとします。
● 商業地	中心商業業務地	現在の市街地において商業・業務施設が集積している地域、または隣接してそのような状況が今後予想される一般住宅地・工業地については、まちなかの活性化と町民の利便性を確保するため中心商業地への誘導に努めます。
	沿道商業業務地	国道沿道には後背住宅地の利便に資する沿道商業業務地を配置します。
● 工業地	専用工業地	旭台地区の栗山工業団地には専用工業地を配置し、その機能の維持・増進や企業誘致を積極的に進めます。
	一般工業地	J R 沿線で工業施設が集積しているが住宅も混在している地域、または、そのような状況が今後予想される住宅地については、工業地としての利便性を確保しつつ、住宅地としての住環境も確保する工業地への誘導に努めます。

2-2．住環境の方針

(1) 住宅・住宅地の環境向上

今後の高齢社会の進展を見据えながら、子供から高齢者など町民の誰もが住み慣れた地域安全・安心・快適に暮らすことができるよう、住宅・住宅地における住環境の向上を図ります。

【基本方針】

■ 質の高い住宅・住宅地づくりの推進

バリアフリー化などの高齢社会を見据えた対応、多様化する住宅需要や気候風土への対応、市街地形成等の地域特性への対応など、質の高い住宅・住宅地づくりを進めます。具体的な展開方針は、次に示すとおりです。

● 誰もが安全・安心に住み続けることができる住環境づくり	少子高齢・人口減少が続くなか今後さらに高齢者の増加が見込まれるため、高齢者が安全・安心に暮らせるようバリアフリー化などの住宅改善に対する支援体制の充実に努めます。 また、子供から高齢者までの誰もが安全・安心に暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉分野における公共サービスと連携した住環境の充実やユニバーサルデザインによる都市づくりを進め、栗山町住宅マスタープランの内容に基づいた住宅関連施策の展開を図ります。
● 多様化する住宅需要に対応した住宅の安定供給	町民のライフスタイル(生活様式)の多様化に伴い住宅需要も多様化しているため、民間と行政が連携しながら、高齢者向け住宅や若年勤労者向け住宅などの多様な住宅供給を目指します。また、将来的な人口・世帯数に基づく公的住宅の需要に対応し、公営住宅ストックの有効活用などを推進するために策定された「公営住宅ストック総合活用計画」の内容に基づいた公営住宅の安定供給を図ります。
● 栗山町の特性を考慮した住宅・住宅地づくり	厳しい気候風土に対応した高気密・高断熱な住宅や緑の基本計画及び景観計画に基づく道路、公園及び公共・公益施設の緑化など緑豊かで憩いと潤いのある住宅地づくりを目指します。あわせて住宅地における生け垣やガーデニングなどの緑化も促進します。 また、空洞化が進行している中心市街地の活性化に向け、都市計画などの諸制度との連携を図りながら、「まちなか居住」の推進に努めます。



【建替えが進む公営住宅】



【エコビレッジ湯地の丘住宅団地】

(2) 住環境に配慮した都市機能の向上

快適で文化的な住環境を確保するため、上下水道施設等の整備充実を図ります。また、環境への負荷を考慮した循環型・環境保全型社会の構築と衛生的な都市環境の保全に向けたごみの減量化・再資源化の推進と町民・事業者のごみ処理意識の啓発を図ります。

【基本方針】

■ 上水道の安定した供給の確保

上水道は、町民の福祉、公衆衛生の向上及び産業の発展にとって必要不可欠な都市施設であり、常に安全で安定した供給が求められていることから、緊急時の水の確保や水質などの環境保全を図るとともに、老朽化した配水管の計画的・効率的な整備を図ります。

■ 下水道施設等の計画的な整備の推進

下水道は、快適で衛生的な都市生活を営む上で重要な都市施設となっていることから、下水道長寿命化計画の策定などにより、適切な維持・管理を図ります。また、公共下水道の整備が見込まれない区域においては、個別排水処理施設(合併処理浄化槽)の整備を図ります。さらに、市街化の進展にあわせた整備の検討や下水道管等の施設の老朽化に対応した計画的な維持管理を推進します。

■ ごみの減量化・再資源化の推進

環境への負荷を考慮した循環型社会の構築を効果的に進めるためには、「ごみを極力出さない」という観点が最も重要であることから、様々な活動を通じて環境問題やごみ処理意識の啓発を図り、町民・事業者の理解と協力のもと、今後ともごみの減量化と再資源化を推進します。また、事業者が排出する産業廃棄物については、自己処理が原則であることから、処理責任体制の強化を促し、不法投棄の防止を図ります。

（３）公共・公益施設の適正な配置

公共・公益施設は、都市生活を支える上で重要な施設であることから、市街地内に点在しているものは町民の利便性を考慮し、施設更新時には機能の集約化・複合化など適正な配置となるよう努め、交通網の整備と連携しながら町民サービスの向上に努めます。

【基本方針】

■ 既存施設の有効活用

今後の厳しい社会経済情勢を踏まえ、新たな施設整備は難しいため施設の老朽度に応じた修繕整備や高齢社会に対応したバリアフリー化などの改善整備を行うなど、既存施設の有効活用の促進に努めます。

■ 施設機能に配慮した適正な配置

新たに施設が必要となった場合は、町民参加のもと整備の必要性や費用対効果などについて十分な検討を図った上で、適正な配置を目指します。そして多様化する町民のライフスタイル(生活様式)に対応し、町民の利便性向上が図れるよう、施設機能の集約化・複合化を目指します。

■ 人にやさしい施設整備の推進

今後の高齢社会を踏まえ、高齢者や体の不自由な方をはじめとする全ての町民が安心して快適に利用できるよう、既存施設についてはバリアフリー新法の基準に適合するよう努め、新たに整備する場合はユニバーサルデザイン化を目指すこととします。

公共・公益施設とは、基本的に公共の施設を指しますが、公益性の高い民間施設についても位置付けることとし、上記方針について協力してもらうこととします。

2-3．市街地の開発と再開発方針

本町は、町の中心である栗山市街地と、中部地区の角田市街地、南部地区の継立市街地からなっています。栗山市街地の都市機能を高め三地区の連携強化を図るとともに、角田、継立市街地の計画的な整備が求められています。

■ ＪＲ栗山駅周辺の整備を推進します。

新町通は角田通と接続する本町商業地の重要な路線ですが狭隘な歩道のため、歩行者の安全性や回遊性が確保できず、商店街の衰退を招いています。今後とも街路事業等による拡幅整備などを要請していき、高齢者にとっても利便性の高いＪＲ栗山駅周辺整備を推進します。



【歩道拡幅等が望まれる新町通】

- 市街地内での快適でうるおいのある住宅地の創出を目指します。
市街地内に残る未利用地は、周辺と一帯となった快適でうるおいのある住宅地として、開発整備を促進します。
- 栗山工業団地の充実を目指します。
利便性の高い栗山工業団地は、企業立地の動向を見極め、農業との調整を図りながら、団地の拡大整備・充実を図っていきます。
- 角田、継立地区での公共・公益施設の計画的な整備・改善を推進します。

2-4. 交通の方針

町内の道路は、国道 2 路線と主要な道道 3 路線を幹線道路とし、その他の道道 5 路線を支線として広域道路網を形成しています。防災、快適性、安全性、高齢者や障がいのある方への対応、景観の向上、冬期の除雪対策、計画的な維持管理など質的向上を目指し、道道や町内幹線道路、生活道路網の整備が求められています。

近郊都市とを結ぶ主要道路の整備は、町民の通勤、通学、交流人口拡大のために、今後、益々重要であり、国、北海道などの関係機関に対し整備要望を継続的に行っていきます。

町内幹線道路、生活道路の総合的・計画的な整備と維持管理、安全で快適な美しい道路づくり、誰もが歩きやすい道づくり、冬期に安全・快適な道づくりなどを進めます。

(1) 交通施設

交通施設は、町民生活と産業活動の基盤となる重要な都市施設であることを踏まえ、市街地の土地利用の動向を勘案しながら、円滑で快適な交通体系の構築を図ります。

【基本方針】

■大量輸送交通ネットワークの整備促進

北海道新幹線の札幌延伸を踏まえ、在来線の利用率や町民生活の利便性の向上、産業の振興や物流の効率化に向け、空知圏域と新千歳空港を結ぶ鉄道輸送の基盤整備をめざした大量輸送交通ネットワークとなる南空知鉄道循環網の早期実現を促進するため、国・北海道・ＪＲとの連携・調整に努めます。

■幹線道路等の整備促進

- ・国道 234 号の拡幅整備や線形変更、道道恵庭栗山線における馬追橋の架け替えや道道夕張長沼線の整備を促進し、国道を中心とした都市間幹線道路としての道道札幌夕張線、道道三笠栗山線などとともに、広域幹線道路網の確立を目指します。
- ・市街化の進展を考慮し、現在の都市計画道路網を基本とした市街地内幹線道路網の適正な配置と整備を目指します。また、長期末着手の路線については見直しを検討します。
- ・市街地内幹線道路網に合わせ、市街地と農村部との良好なアクセスや災害避難路の確保等を目的とした郊外型幹線道路網の適正な配置と整備を目指します。

■生活道路の適正な配置と整備

市街地内幹線道路網の配置に合わせ、生活道路（町道）の適正な配置と整備を目指します。

■観光総合案内施設等の設置

来訪者の利便性の向上のため栗山市街地国道沿線に、観光等の情報案内機能を有する施設の配置・整備を目指します。

（２）道路環境

今後の高齢社会を見据えて、高齢者や体の不自由な方、小さな子どもなど町民の誰もが安全・安心で快適に利用できる歩道の整備や道路のバリアフリー化など、人にやさしい道路環境づくりを目指します。

【基本方針】**■バリアフリー化等の推進**

散策や健康維持など歩いて楽しい歩行環境の充実などの観点から、ポケットスペース・オープンスペース等の適切な配置、歩道の段差の解消や傾斜の緩和などのバリアフリー化を推進するとともに、新たに整備する道路については、全ての人々にやさしいユニバーサルデザインを目標とした道路環境づくりに努めます。

■冬期間の安全確保

豪雪地帯である栗山町の冬期間における交通安全と町民生活や経済活動を確保するため、除排雪を町民と連携して実施します。

■歩行者・サイクルネットワーク化の推進

市街地内施設を歩いて行き来出来る歩行者ネットワークや、町内施設等を自転車で行き来出来るサイクルネットワークを構築するため幹線道路の自転車・歩行者道整備や町道等の整備を推進していきます。

（３）公共交通

町内には JR 室蘭本線栗山駅があり、岩見沢、苫小牧などを結んで運行されています。都市間バスは昭和 60 年から札幌行きの直行バスが運行され、現在では町民の主な公共交通手段となっています。町内を走る民間バスは 2 社あり、ほかに、町営バスが鳩山循環線、滝下線などの 6 系統で、生活維持路線の役割を担っています。

また、通学用のスクールバスを走らせています。人口の減少と高齢化、自家用車の普及とともに、JR 線、バスとも利用客の減少が見られますが、高齢者や通勤・通学者にとって必要な公共交通機関として維持・確保が求められています。

【基本方針】**■ 鉄道交通の充実**

JR室蘭本線については、利用者の増加と利便性の向上について関係機関と連携した取り組みを行います。

■ バス交通の充実

日常生活の移動を円滑で快適なものとするため、バス交通に関する町民ニーズや利用動向を把握し、誰もが安全で快適に移動できる環境づくりを目指します。また、近隣自治体との連携を図りながら、官・民バスによる中量輸送交通ネットワークの構築を目指します。

■ 公共交通のバリアフリー化

公共交通事業者などと連携を図りながら、高齢者や体の不自由な方などが利用しやすくなるよう、公共交通のバリアフリー化促進を目指します。

2-5. 緑の環境形成の方針

本町は、夕張川と夕張山地に挟まれた豊かな自然に囲まれた町であり、森林や河川を中心として多くの動植物たちが生息しています。市街地の北側には、町のシンボルである御大師山を頂く栗山公園のほか、近隣公園2カ所、街区公園8ヶ所、緑地・墓園が各1ヶ所あり、これらの環境美化や計画的な整備・維持管理を進めます。また、「緑」を守り・創り・育てていき、豊かな自然と快適な都市環境を未来の子どもたちに伝えられるよう、人と緑にやさしい都市づくりを進めます。

(1) 交流の場となる公園・緑地の適正な配置と保全

公園や緑地は、町民にとって憩いとやすらぎの場であるとともに、交流とふれあいの場でもあることから「緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の適正な配置や緑化の推進に係わる施策を総合的に推進していきます。施設は町民の誰もが快適に利用できるよう、既設公園についてはバリアフリー化の促進を図り、新たな公園・緑地の整備についてはユニバーサルデザインを基本とした整備に努めます。また、公園施設の維持・管理については、公園施設長寿命化計画の策定により適正に行っていくこととします。

【基本方針】**■ 拠点となる公園・緑地の配置**

「緑の基本計画」に基づき、町民の交流、レクリエーションや一時避難場所等の防災面を考慮した都市基幹公園としての総合、運動公園の適正配置と整備を目指します。また、栗山ダム周辺と桜山自然の家一帯を広域的な都市住民の交流の場となるよう多目的な整備を目指します。



【拠点となるふじスポーツ広場周辺】

■ 多様な機能を有する公園・緑地の配置

市街地内における街区公園・近隣公園などは、地区住民の遊びや憩い、一時避難場所等に準じる防災面を考慮した住区基幹公園として、また、高齢者の健康維持や子育て環境の場として重要な役割を担っている都市施設です。これからは、地域住民の主体的な公園づくり活動や公園管理など、町民参加型公園の仕組みづくりを通し、多様な機能を有する身近な公園・緑地の整備を図ることとします。

■ 良好な緑地の積極的な保全

市街地内における社寺林や学校をはじめとする公共施設の緑地は、市街地環境を良好に維持するとともに、身近な自然的環境を有していることから、官民協働で保全に努めます。

また、夕張川、雨煙別川等の積極的な保全と親水空間の整備等、うるおいのある都市環境形成を目指します。

■ 墓園の計画的整備

墓園の計画的な造成整備に努め、環境美化を推進します。

(2) 憩いとうるおいのある緑化の推進

都市の緑は、自然と人・都市との調和、共生などの多面的な機能を有し、町民に憩いとうるおいを与える重要なものです。公園・緑地の配置整備にあたっては都市景観と連携・調和を図りながら、緑豊かな環境となるような緑化の推進を目指します。

【基本方針】

■ 土地利用に応じた緑化の推進

住 宅 地	町民がやすらぎとうるおいを享受できるよう、一体的で個性と特色ある緑化を計画的に図ります。また、生け垣やガーデニングなど、町民の自主的な緑化活動と協働での促進に努めます。
商 業 地	にぎわいの中で、緑豊かで彩りのある魅力的な商業地となるような緑化に努めます。
工 業 地	周辺の自然環境及び住環境に配慮しつつ、工場立地法に基づいた工場の外周や駐車場等の緑化促進に努めます。また、工業団地内住民や従業員の休憩の場及び都市景観向上を図るため、修景施設を含めた緑地等の整備を目指します。

■ 公共・公益施設における緑化の推進

交通施設	道路整備と連動し、沿道の土地利用に配慮した街路樹や花などの緑化を図ります。また、ＪＲ沿線における緑化整備を促進します。
公園	公園の種別や配置されている地域・地区の自然的・社会的条件や周辺の住環境などに配慮し、地域・地区のシンボルとなるような緑化に努めます。また、緑の基本計画に基づき、公園の緑化に努めます。
その他の公共・公益施設	学校、文化施設、行政施設、公営住宅など、公共・公益施設の種別や規模に応じ、町民の憩いとやすらぎの空間となるような緑化に努めます。

■ 緑化活動の推進

様々な緑化活動の推進と緑化意識の高揚のため、町民・事業者・行政が一体となった緑化推進体制の構築や、緑化に関する計画・事業に対して町民・事業者が参加できる場の提供を図ります。

2-6．都市防災等に関する方針

- ・平成 23 年の東日本大震災は様々な教訓を残しました。本町でも石狩低地東縁断層帯主部による大地震の発生が予想されていることから、「栗山町地域防災計画」に基づく指定避難場所、一時避難所の適正な配置・整備を目指します。また、将来的に配置する公園・緑地等も地区の避難場所として位置付けます。
- ・地球温暖化、公害防止対策については、栗山町地球温暖化対策地域推進計画、栗山町地球温暖化対策実行計画など、具体的な方策を示した計画を策定し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。

石狩低地東縁断層帯主部

美瑛市から胆振管内安平町まで南北に走る断層帯であり、政府が運営する地震調査委員会の報告によると、この断層帯を震源に地震が発生した場合、本町も含む 25 市町村で最大で「震度 6 強」の大地震が発生する可能性が指摘されている。今後 30 年間に地震が発生する確率は 0.05 % ～となっている。

2-7．その他の施設に関する方針

(1) 河川

町が管理する河川について、災害なども考え適切に維持・管理することが求められ、近年の環境保全に対する社会的高まりから、環境との調和に配慮した河川の整備も必要です。

また、国、北海道が管理をする河川の整備についても、早期に完成するよう要請していきます。

(2) 公営住宅等

本町における近年の住宅新築戸数は 30 戸前後で推移しており、町分譲地の占める割合が大きくなっています。高齢社会に対応したユニバーサルデザインの考え方も定着し、良質な民間住宅の整備が進んでいる反面、公営住宅 811 戸の半数近くで老朽化が進んでいます。

また、角田通りと新町通での建物の空洞化現象も起きていることから、今後は、若者の定住促進、子育て世代の住環境づくり、高齢社会の対応のため、計画性・実行性のあるまちなか居住などの住宅政策が求められています。公営住宅の再生は、公営住宅ストック総合活用計画にもとづき 地域の特性に応じた建て替え、改善などの手法を検討し誰もが住みやすい公営住宅の供給を推進します。

(3) 福祉施設

- ・福祉への関心、福祉活動への町民参加を高め、安心できる地域ネットワークづくりを推進します。
- ・高齢者が住み慣れた地域の中で安心して可能な限り自立し、生きがいを持って暮らせるよう、介護予防はもちろんのこと、社会活動にも積極的に参加できる環境づくりを進めます。
- ・民間や関係機関と連携して、高齢者福祉充実のため、高齢者保健・福祉施設等の整備・充実の推進、障がい者福祉の充実を目指し、障がいの特性や障がい者等のニーズに応じた施設福祉サービスの整備・充実を目指します。

2-8 . 都市景観形成の方針

都市景観は、その都市の環境・文化・歴史などを表すもので、近年の都市づくりではその重要性が増しています。

栗山町では平成13年度から景観に関わる計画づくりを行ってきましたが、平成25年4月より、景観法にもとづく景観行政団体として独自の景観計画を定め景観法に基づく届出制度の適用範囲を拡大するなど、人と自然にやさしいふるさとづくりを基本理念に以下の方針で景観づくりを進める予定です。

【基本方針】

■ ふれあいを育む魅力的なまちなみ景観の形成

市街地や集落は、そこに暮らす人々にとっては暮らし拠点となり、訪れる人にとってはその地域を印象づける極めて重要な場所になります。

町民・事業者・行政の協働により歴史や自然等の地域特性を活かし、人と人のふれあいを育む魅力的なまちなみ景観づくりを目指します。

■ 町民が主役となって未来の景観を育む

景観は、そこに暮らす人々の暮らしぶりやなりわいが目に見える形となって現れるものであり、地域に暮らす人々のやさしさや思いやりの気持ちが自然とにじみだし、美しく心惹かれる景観が育まれます。

栗山町で暮らし、営みを持つ全ての町民、事業者、行政が一体となって、よりよい景観づくりに向けた意識の共有・情報の発信・協働の取り組みにより、未来へとつながる景観の育みを目指します。



【手づくりレンガで舗装された菊水通】

2-9．自然景観等の保全方針

栗山町の自然や農村は、まちなみとともに重要な景観構成要素であり、景観計画のなかで、は「ふるさとを感じる美しい自然景観」として次世代に引き継ぐ、「栗山ブランドともなる豊かな農村景観」を整える、と位置付けられています。今後とも森林や農業関係法及び河川法等を順守しつつ、景観計画に基づく積極的な保全を目指していきます。

■ 自然景観等の保全

自然・農村景観	将来都市構造で位置づけられている「人と自然の共生ゾーン」の樹林地と「土づくり田園ゾーン」の農地が連続する田園風景は、やすらぎとうるおいのある市街地周辺の貴重な景観として保全を図ります。
河川景観軸	市街地を流れる河川は、憩いとうるおいを享受する良好な水辺空間であることから、水と緑が調和した水辺景観としての保全を図ります。

景観行政団体とは

- ・ 景観計画を策定して景観法の施策を行う地方公共団体。
- ・ 都道府県のほか政令市と中核市は法律上、景観行政団体とされており、それ以外の市町村は、都道府県と協議して景観行政団体となることができます。景観行政団体は、景観計画の策定など、景観法に基づいて良好な景観形成のための施策を行うことができます。



